

平成 29 年度山梨県計画に関する 事後評価

令和 5 年 1 1 月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 18

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 20

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・平成30年5月29日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・平成30年7月31日 山梨県老人福祉施設協議会と意見交換
- ・令和元年7月2日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和元年8月28日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和2年7月27日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和5年8月2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体（目標と計画期間）

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステム構築に向けた在宅医療や介護施設等の提供体制の充実、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・養成を進めることにより、医療計画※¹や介護保険事業支援計画※²に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成25年度～平成29年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（平成27年度～平成29年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

➤ かかりつけ医の定着率 58.7%（H24）→ 65%（H29）

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6カ月）

13,008人（H22）→ 14,311人（H29）

- 往診を受けた患者数（6 カ月）
3,429 人（H22）→ 3,773 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
25 施設（H20）→ 30 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
34 施設（H25）→ 39 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
183 人（H21）→ 203 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等（平成 27 年度～29 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137 床 → 1,623 床
- 認知症高齢者グループホーム 959 床 → 1,076 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24 カ所 → 30 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 5 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 13 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医師数 1,887 人（H22）→ 2,130 人（H29）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7 人（H22）→ 9,634.2 人（H29）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 80.9%（H29）
- ナースセンター事業再就業者数 566 人（H22）→ 575 人（H29）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 8%（H29）
- MFICU 病床数（診療報酬対象） 6 床（H24）→ 6 床（H29）
- NICU 病床数（診療報酬対象） 27 床（H24）→ 27 床（H29）

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

県内の労働市場の動向も踏まえ、特に中高校生及びその父兄、教員に対する介護のイメージアップ及び潜在的有資格者の掘り起こしによる中高年齢者層の参入促進にターゲットを絞った対策を進める。さらに、介護職場の処遇改善のためモデル給与規程を作成し普及を進めるとともに、労働環境の改善のため介護ロボットの導入支援などを行い、介護職員の定着を進める。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度の都道府県で必要となる介護人材の需給状況、介護人材等の確保に向けた取組 上記対象事業の実施等により平成 30 年までに 327 人の供給改善を図る。

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 750 床 (R4)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,118 床 (R4)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,867 床 (R4)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,892 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

- かかりつけ医の定着率 58.7% (H24) → 67.4% (R5)

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)

13,008 人 (H22) → 19,334.5 人 (R2)

- 往診を受けた患者数 (6 カ月)

3,429 人 (H22) → 4,157 人 (R2)

- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

25 施設 (H20) → 33 施設以上 (R2)

- 在宅療養支援歯科診療所数

34 施設 (H25) → 45 施設 (R4)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

183 人 (H21) → 714 人 (R3)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,137 床 → 1,516 床
- 認知症高齢者グループホーム 959 床 → 1,067 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 24 カ所 → 28 カ所

- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 3カ所 → 3カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5カ所 → 8カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1カ所
- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置）を行った。

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医師数 1,887人（H22）→ 2,101人（R2）
- 就業看護職員数（常勤換算後） 8,804.7人（H22）→ 10,350.1人（R4.12）
- 養成所等卒業生県内就業率 69.9%（H22）→ 75.2%（R5.3）
- ナースセンター事業再就業者数 566人（H22）→ 276人（R4）
- 病院看護職員離職率 8.7%（H22）→ 7.1%（R4）
- MFICU病床数（診療報酬対象） 6床（H24）→ 6床（R4）
- NICU病床数（診療報酬対象） 27床（H24）→ 27床（R4）

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は増加しているが、需給改善には至っていないため、令和7年度の介護職員数の需供改善に向けて引き続き上記事業により介護職員の確保を図る必要がある。

2. 見解

【医療分】

- ナースセンター事業再就業者数は目標が達成できなかったが、平成28年度から集計方法を変更した影響で数値が減少している（短期の就業について延べ人数でカウントしていたものを実人数に修正した）。
- その他の事業については全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、在宅療養支援体制の整備や、医師や看護師の確保等において、一定の成果を得ている。

【介護分】

- 地域密着型介護老人福祉施設4カ所の整備により、入所申込み者数の減少に繋がった。また認知症高齢者グループホーム2カ所の整備により、認知症高齢者への支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 介護職員の需給改善に向けて、引き続き介護職員の確保のための事業に取り組む。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域（目標と計画期間）

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

・急性期機能	1,962 床（H26）→ 1,353 床（R7）
・回復期機能	263 床（H26）→ 1,227 床（R7）
・慢性期機能	1,486 床（H26）→ 1,161 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22）→ 8,211 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人（H22）→ 2,029 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H22）→ 15 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設（H25）→ 16 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21）→ 106 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 686 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962 床（H26）→ 1,753 床（R4）
 - ・回復期機能 263 床（H26）→ 777 床（R4）
 - ・慢性期機能 1,486 床（H26）→ 1,312 床（R4）
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
7,464 人（H22）→ 10,645.0 人（R2）

- 往診を受けた患者数（6 カ月）
1,900 人（H22）→ 2,635.5 人（R2）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
13 施設（H20）→ 24 施設以上（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所数
14 施設（H25）→ 25 施設以上（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
96 人（H21）→ 434 人（R3）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 531 床 → 734 床
- 認知症高齢者グループホーム 605 床 → 677 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 3 カ所 → 5 カ所
- 介護療養型医療施設の介護老人保健施設等への転換整備 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 776 床（H26）→ 279 床（R7）
- ・回復期機能 639 床（H26）→ 978 床（R7）
- ・慢性期機能 587 床（H26）→ 419 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

2,977 人（H22）→ 3,275 人（H29）

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

527 人（H22）→ 580 人（H29）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

4 施設（H20）→ 5 施設（H29）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

10 施設（H25）→ 11 施設（H29）

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

36 人（H21）→ 40 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第6期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 503 床（R4）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 876 床（R4）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 363 床（R4）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
2,977 人（H22）→ 4,815.4 人（R2）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
527 人（H22）→ 550.0 人（R2）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
4 施設（H20）→ 3 施設以上（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所数
10 施設（H25）→ 11 施設（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
36 人（H21）→ 120 人（R3）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 252 床 → 339 床
- 認知症高齢者グループホーム 177 床 → 195 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 3 カ所 → 6 カ所

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡南区域（目標と計画期間）

1. 目標

峡南区域は、県下で最も高齢化・過疎化が進展しており、在宅医療に対する需要が高い地域である。一方、医療提供体制は特に脆弱であり、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成 29 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床 (H26) → 78 床 (R7)
- ・回復期機能 26 床 (H26) → 102 床 (R7)
- ・慢性期機能 124 床 (H26) → 83 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

➤ 訪問診療を受けた患者数 (6 カ月)

716 人 (H22) → 788 人 (H29)

➤ 往診を受けた患者数 (6 カ月)

349 人 (H22) → 384 人 (H29)

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0 施設 (H20) → 1 施設 (H29)

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2 施設 (H25) → 3 施設 (H29)

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27 人 (H21) → 30 人 (H29)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 83 床 → 143 床

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 310 床（H26）→ 251 床（R4）
- ・回復期機能 26 床（H26）→ 35 床（R4）
- ・慢性期機能 124 床（H26）→ 136 床（R4）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

➤ 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）

716 人（H22）→ 1,046.0 人（R2）

➤ 往診を受けた患者数（6 カ月）

349 人（H22）→ 242.5 人（R2）

➤ 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数

0 施設（H20）→ 0 施設以上（R2）

➤ 在宅療養支援歯科診療所数

2 施設（H25）→ 3 施設（R4）

➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数

27 人（H21）→ 59 人（R3）

③ 介護施設等の整備

➤ 地域密着型介護老人福祉施設 83 床 → 114 床

2. 見解

【医療分】

- 全般的に概ね計画どおりに事業が進行しており、目標を達成できている。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域（目標と計画期間）

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

平成29年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-----------|---|----------|
| ・急性期機能 | 866床（H26） | → | 318床（R7） |
| ・回復期機能 | 0床（H26） | → | 259床（R7） |
| ・慢性期機能 | 151床（H26） | → | 117床（R7） |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22）→ 2,037 人（H29）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H20）→ 719 人（H29）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 9 施設（H29）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設（H25）→ 9 施設（H29）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 27 人（H29）

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 6 期介護保険事業支援計画等において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 407 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 2 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所

2. 計画期間

平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床（H26）→ 611 床（R4）
 - ・回復期機能 0 床（H26）→ 179 床（R4）
 - ・慢性期機能 151 床（H26）→ 81 床（R4）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を受けた患者数（6 カ月）
1,851 人（H22）→ 2,829.0 人（R2）
- 往診を受けた患者数（6 カ月）
653 人（H20）→ 729.0 人（R2）
- 在宅看取りを実施している病院、診療所数の合計数
8 施設（H20）→ 6 施設以上（R2）
- 在宅療養支援歯科診療所数
8 施設（H25）→ 6 施設（R4）
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーションの従業者数
24 人（H21）→ 101 人（R3）

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 271 床 → 329 床
- 認知症高齢者グループホーム 117 床 → 135 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 往診を受けた患者数の目標値は達成できなかったものの、訪問診療を受けた患者数は増加しており、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を実施し、患者のニーズに対応できる医療提供体制の確保を図る。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【介護分】

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 1,535,862 千円
事業の対象となる区域	県全域（中北区域、峡東区域、峡南区域、富士・東部区域）	
事業の実施主体	社会福祉法人等	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標：平成 29 年度末における施設・居宅系サービスの入所定員総数 9,767 人	
事業の内容(当初計画)	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:232 床(8 カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:9 床(1 カ所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所:4 カ所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所：1 カ所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5 カ所	
	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	地域密着型特別養護老人ホーム:232 床(8 カ所)	
	認知症高齢者グループホーム:27 床(2 カ所)	
	小規模多機能型居宅介護事業所:4 カ所	
	看護小規模多機能型居宅介護事業所：1 カ所	
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護:5 カ所	
	③特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対して支援を行う。	
	特別養護老人ホーム：112 床(2 カ所)	

アウトプット指標（当初の目標値）	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 （健康長寿やまなしプラン：平成 27 年度～平成 29 年度） ○地域密着型特別養護老人ホーム：1,137 床 → 1,623 床 ○認知症高齢者グループホーム：959 床 → 1,076 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所：24 カ所 → 30 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：3 カ所 → 5 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：5 カ所 → 13 カ所
アウトプット指標（達成値）	○地域密着型特別養護老人ホーム：1,391 床 → 1,516 床 ○認知症高齢者グループホーム：1,040 床 → 1,067 床 ○小規模多機能型居宅介護事業所：26 カ所 → 28 カ所 ○看護小規模多機能型居宅介護事業所：3 カ所 → 3 カ所 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所：5 カ所 → 8 カ所 新型コロナウイルス感染拡大防止対策（消毒液等一括購入、簡易陰圧装置） 【R 4 基盤整備】 ○小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 平成 29 年度末施設・居宅系サービスの入所定員総 9,567 人 （１）事業の有効性 地域密着型特別養護老人ホーム:125 床(5 カ所)、認知症高齢者グループホーム:27 床(2 カ所)、小規模多機能型居宅介護事業所:2 カ所、特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護改修事業に対する支援(2 カ所)、介護医療院への転換整備(開設準備のみ 1 カ所)を行い、地域密着型サービスの提供体制を推進した。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設整備が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.2（介護分）】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 4,100 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：一般社団法人山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	平成 29 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員に専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 各年度 受講者数 30 名 実施回数 1 コース（12 日間）	
アウトプット指標（達成値）	主任介護支援専門員研修 平成 29 年度 実施回数 1 コース、修了者数 28 名 平成 30 年度 実施回数 1 コース、修了者数 51 名 令和元年度 実施回数 2 コース、修了者数 83 名 令和 2 年度 実施回数 1 コース、修了者数 27 名 令和 3 年度 実施回数 1 コース、修了者数 33 名	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 主任介護支援専門員研修修了者数 平成 28 年度末 426 名、平成 29 年度末 454 名 平成 30 年度末 505 名、令和元年度末 588 名 令和 2 年度末 615 名、令和 3 年度末 648 名	
	（1）事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを实践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。 平成 30 年 4 月介護報酬改正により「居宅介護支援事業所	

	の管理者は主任介護支援専門員」となったため受講希望者が大幅に増加した。 (2) 事業の効率性 他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。
その他	